

八戸市農業委員会8月総会議事録

日時：令和4年8月10日（水）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室C

出席委員

農業委員 19名中11名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 待機	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 待機	10番 赤坂 英夫 欠	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 待機	15番 明戸 政勝 欠	16番 寺沢 和則 待機
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 待機	19番 村上 正憲 待機	

農地利用最適化推進委員 22名中10名

1番 木村 弁一 欠	2番 鈴木 朋弥 待機	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 待機
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 待機	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 待機
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 待機	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 待機
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 待機	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 待機
17番 大倉 喜八郎 欠	18番 金谷 由松 待機	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 待機	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、A班の委員の皆様にご出席いただいております。

また、A班の委員のうち、赤坂英夫農業委員、明戸農業委員、木村弁一推進委員、大倉推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

なお、今回、農業委員の欠席者が2名になりましたので、B班から澤向農業委員に急遽出席していただいております。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

弘前は大変な大雨で、知人に連絡を取ったところ、もう少しで家が浸水するくらいであるとのことでした。青森県の天気予報を見ると1週間以上雨が続き、私たちも農作物の状況が心配になってきますが、しっかりと管理していきましょう。その思いを憲章に乗せていただければと思います。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は悪天候の中、御出席いただきましてありがとうございます。天気予報を見ますとずっと雨続きで、こういう年もあるのかと思いながら、今まで生きてき

た中でも経験のないことだと思っております。前回の雨では市川地区の大豆や麦の被害が出ていたようですけれども、長雨で作業の停滞や作物の品質低下などが懸念されます。これからも雨は続きそうですし、川の氾濫や土砂崩れ等の災害から命を守る行動をしていただきたいと思います。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、12 番 松橋 剛志 委員、17 番 谷地 秀典 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 31 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

橘委員

橘から報告いたします。去る 7 月 28 日、狛守農業委員と市庁本館地下会議室

において、番号 25 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の所在地、名称、代表者職氏名、農業従事者、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 25 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、20 年間の解除条件付賃貸借です。なお、解除条件付の貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第 3 条第 3 項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に貸人から一方的に契約を解除されることが条件となっている貸借のことです。申請理由は、借人は新規就農、貸人は借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、ミニトマトです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 12km。耕作道はありませんが、公道に通じる私道の所有者から土地通行についての承諾書が提出されています。借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。法人や代表取締役には農業経験はありませんが、8 年の農業経験のある従業員がいるとのことでした。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農業従事者は男 4 人で、うち農業専従者は 2 人、兼業者は 2 人です。農機具保有状況は、トラック、配達用乗用車各 1 台を所有しており、ミニショベル 1 台を購入予定とのことでした。なお、ハウスを建てて、中でミニトマトをポット栽培するとのことでした。将来は水耕栽培も予定しているとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

齋藤委員

齋藤から報告いたします。去る 7 月 28 日、中村農業委員と狛守農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 26 番と 27 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 26 番

はじめに、番号 26 番について報告いたします。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、たまねぎ、にんにくです。受人は65歳以上ですが、娘夫婦が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、申請地に近接する受人所有の居宅から約10m。耕作道はありませんが、公道に通じる渡人所有の私道を申請地と同時購入することです。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター4台、ディスクモア、テッター、レーキ、ロールベア各1台を所有しております。

3条 27番

続きまして、番号27番について報告いたします。

この案件は、受人が、自らが設置・運営する社会福祉施設の利用者に対して、社会福祉事業の一環として、農作業を通じた工賃上昇と体力増進を目的に農地を取得するものです。法人は、通常の場合、農地所有適格法人としての要件を満たし、権利取得後における農地の耕作面積の合計が30a以上とならなければ農地を取得することができませんが、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、当該目的のために必要があり利用するものと認められる場合は農地を取得することができます。受人は、この規定に該当しております。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は前に述べたとおり社会福祉事業のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいも、大根です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約10m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農地の管理や収穫等の農作業は、施設の利用者6人、施設の職員3人、ボランティア10

人が行うとのことです。農機具保有状況は、トラクター、小型トラクター各1台、リヤカー2台、鍬12本を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る7月28日、中村農業委員と市庁本館地下会議室において、番号28番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条28番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、田は水稻、畑はねぎです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地は、田はあり、畑はなしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人で、うち農業専従者は1人、兼業者は1人です。農機具保有状況は、田植機1台を所有しており、トラクター、ハーベスター、コンバイン各1台を親戚から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

はい、松橋委員。

松橋委員

番号 25 番についての質問です。借りた農地にハウスを建ててミニトマトを栽培するとのことでしたが、ハウスの大きさや数を知りたいです。我々からすると、ハウス栽培するにはかなり広い農地を借りて農業をするような申請に見えます。それに対して農業従事者が専従者 2 人、兼業者 2 人で果たしてやっていけるものなのか疑問を持ちましたので、どのような農地の利用方法なのか教えていただければと思います。

橋委員

はい。

会長

橋委員、お願いします。

橋委員

詳しいことは聴きませんでした。代表取締役は非常に意欲のある方で、将来を見据えてこれからも段々と規模拡大していきたいとのことでした。もちろん、会社を経営なさっていて他の仕事をしながらの農業経営になります。兼業に関する話もしましたけれども、農業を疎かにせず大事にしていきたいとのことでした。

松橋委員

私たちとしても申請を受ける側として、ある程度具体的な数値としてハウスの面積等を知る必要があると思います。それを記載したものが事務局の方には提出されていないのでしょうか。

会長

事務局からお願いします。

川名 G L

事務局の川名からお答えいたします。申請地を 3 区画に分けて、ハウスは区画ごとに 100 坪を 4 棟、64 坪を 3 棟、60 坪を 3 棟と計 10 棟建てる計画で、農地に対してどのようにハウスを配置するのかを示した土地利用計画図も添付

の上で申請されております。補足情報としてお伝えしますと、この案件は、市内ではある程度大きな会社が農業に参入するために、新たに農業法人を設立しての許可申請でございまして、必要があれば従事者を増やしていくことも十分に対応が可能なものと考えられます。以上でございます。

松橋委員

ありがとうございます。農地にハウスを建てたとしても必ず余白部分ができませんよね。その部分もやはり効率利用するように農業委員会でも指導していく必要があると思います。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第32号、令和4年度第5号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第32号、令和4年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借6件、使用貸借4件の計10件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手10名で、利用権設定面積は、合計117,092㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額600,000円でございます。

利用集積2番、3番

番号2番と番号3番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号2番は10a当たり年間5,000円、番号3番は年間総額玄米30kgでございます。

利用集積4番、5番

番号4番と番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

番号6番から資料4ページの番号10番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積6番～9番

番号6番から資料4ページの番号9番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号6番から番号8番までは水稻を作付けするために、番号6番は5年間、番号8番は3年間使用貸借するものでございます。番号7番は3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,800円でございます。番号9番はにんにくを作付けするために、4年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間9,600円でございます。

利用集積10番

番号10番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額94,000円でございます。

公告年月日は、令和4年8月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第33号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

中村委員

中村から報告します。去る7月28日、狛守委員と市庁本館地下会議室において、番号58番と番号59番を調査してまいりました。資料の5ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条58番

はじめに、番号58番について報告します。

調査には、受人及び渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和4年10月1日から令和5年2月1日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法

令との関連は、農用地域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。国指定名勝種差海岸の区域内ですが八戸市教育委員会より令和4年7月15日付けで許可済みです。被害防除措置として、申請地の駐車場とする部分を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立種差小学校から北西側約1.7kmに位置し、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 59番

続きまして、番号59番について報告します。

調査には、受人及び渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和4年9月1日から令和4年9月30日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。国指定名勝種差海岸の区域内ですが八戸市教育委員会より令和4年7月11日付けで許可済みです。被害防除措置として、申請地全体を切土し、駐車場とする部分を砂利敷きします。立地条件は、八戸市立鮫中学校から南東側約100mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

狛守委員

狛守から報告します。去る7月28日、中村委員と市庁本館地下会議室において、番号60番と番号61番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 60番

はじめに、番号60番について報告します。

調査には、受人及び渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和4年10月1日から令和4年11月30日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲に擁壁を設置し、駐車場とする部分は砂利敷きします。また、申請地東側を盛土し、申請地北側を切土します。立地条件は、八戸市南郷事務所から南西側約300mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 61番

続きまして、番号61番について報告します。資料の6ページをお開き願います。

調査には、受人及び渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和4年10月1日から令和5年1月30日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財は酒美平遺跡内ですが、令和4年7月12日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲に擁壁を設置し、駐車場とする部分はアスファルト舗装します。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸工業高等専門学校から南東側約400mに位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第34号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から、議案第34号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。

この案件は、今年度の利用状況調査により遊休農地と判定された農地のうち、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない、再生利用が困難な農地と思われる土地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と判断された土地については、所有者に対して非農地通知を発出し、農地台帳から除外し、以後、農地として取り扱わないこととするものでございます。

判断基準では、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継

続して利用することができないと見込まれる場合に該当するものは、農地法第2条第1項に規定の農地に該当しないもの、非農地とされています。

それでは、内容について御説明いたします。総会資料の7ページから10ページにわたる利用状況調査関係資料、遊休農地一覧表を御覧ください。

今回、判断していただく土地は、6月22日及び6月24日に調査した農地のうち、非農地と思われる土地、計91筆、面積の合計は約10.5haでございます。別冊の農地調査写真及び農地調査図面、並びに位置図、八戸市管内図とともに御覧ください。なお、今回から追加してお配りしております農地調査図面は、対象農地の位置及び農地調査写真の撮影方向を示した資料となっており、委員の皆様は、昨年の春頃ファイリングしてお配りしている航空写真図の図郭番号を参考として記載しております。また、今回から農地調査写真及び図面に共通して遊休農地等になりうる現況と発生場所を参考として記載しております。

遊休農地1番～28番

番号1番から28番までは、6月22日に中村委員、木村弁一委員、鈴木委員により現地を調査した土地で、番号1番から3番までは、位置図ではA付近の市川地区で、農地調査図面及び写真は1ページの1番から3番まででございます。

番号4番から15番までは、位置図ではB付近の市川地区で、農地調査図面及び写真は2ページの4番から6ページの15番まででございます。

番号16番から28番までは、位置図ではC付近の河原木地区で、農地調査図面及び写真は6ページの16番から10ページの28番まででございます。

遊休農地29番

～91番

次に、番号29番から91番までは、6月24日に澤向委員、上村委員、赤坂力雄委員により現地を調査した土地で、番号29番から44番までは、位置図ではD付近の尻内地区及び豊崎地区で、農地調査図面及び写真は10ページの29番から15ページの44番まででございます。

番号45番から91番までは、位置図ではE付近の尻内地区及び豊崎地区で、農地調査図面及び写真は16ページの45番から31ページの91番まででございます。

以上、御説明いたしました土地は、調査を担当されました委員の皆様からの意見としましては、いずれも森林・原野化が著しく、農地への復元は困難なもの、

又は復元しても継続して利用することができないものであるとのことでございました。つきましては、この 91 筆の土地について、非農地と判断することを御審議いただくものでございます。なお、今回、非農地と判断された土地については、農地台帳上、非農地として整理されますが、法務局の登記簿上の地目については、所有者が変更登記を申請し、農地以外とする必要があることを申し添えます。

最後になりますが、この案件の調査を担当されました農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中、利用状況調査・農地パトロールに参加していただきましてありがとうございました。これからもよろしく願います。

以上で説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員 はい。

会長 はい、松橋委員。

松橋委員 番号 88 番と 89 番の写真を見ると、草を刈り払えば農地に復元できそうに見えるのですが、調査員の方々はどのようにして判断されたのでしょうか。

宮野主査 はい。

会長 事務局からお願いします。

宮野主査 事務局の宮野から回答させていただきます。番号 88 番と 89 番の農地は谷間に位置する田となっております。両脇に木が生えておりまして、常に日陰になってしまう場所です。よって仮に農地に復元しても継続的に耕作できない土地である

ため、非農地と判断しております。

松橋委員

分かりました。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を非農地として判断することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、報告第28号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等56番～69番

今回の届出は、資料11ページの番号56番から資料15ページの番号69番までの計14件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 13 ページの番号 64 番があり、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 7、

日程第 8

会長

次に、日程第 7、報告第 29 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 8、報告第 30 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 7 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 17 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 9 番

番号 9 番、転用目的は公衆用道路でございます。

続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 19 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 66 番

番号 66 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 67 番	番号 67 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 68 番	番号 68 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5条 69 番	番号 69 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 70 番	番号 70 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 71 番	番号 71 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 72 番	番号 72 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 73 番	番号 73 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条 74 番	番号 74 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 75 番	番号 75 番、転用目的は建売住宅 2 棟建築でございます。
5条 76 番	番号 76 番、転用目的は宅地分譲でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 9 会長	次に、日程第 9、報告第 31 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
柏村主幹	事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 7 月分でございます。資料の 23 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条 13番

番号 13 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 4 年 8 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 32 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 7 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。

まず、農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には、農地の保全のための用排水路や農業用倉庫等の農業上の施設用地として 200 ㎡未満の農地を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。

申請人の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届出 1 番

番号 1 番、転用目的は農業用機械室 1 棟建築でございます。

届出内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時15分)